

# 監査報告書

平成30年5月28日

学校法人嘉悦学園


理事会 御中  
評議員会 御中

学校法人嘉悦学園

監事

藤川 裕紀子 

監事

比留間 進 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人嘉悦学園寄附行為第12条の規定に基づき、学校法人嘉悦学園(以下、「当学園」という。)の平成29年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の業務及び財産の状況について監査を行った。

## 1. 監査の方法

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会その他の重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、太陽有限責任監査法人から私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査に関する説明を受けるなど、業務及び財産の状況について意見を述べるに当たり必要と認めた監査手続を実施した。

## 2. 監査の結果

- (1) 当学園の業務及び財産の状況について適正でないと言うべき事実は認められない。
- (2) 当学園の業務及び財産の状況に関し不正の行為、または、法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実は認められない。

なお、

- ① 今後予想される経営環境の変化を見据え、あらゆる選択肢の中から当学園の生き残りのために最適な戦略を検討することを目的として、理事会の下に「学園将来戦略検討委員会」が設置されたが、戦略策定においては、建学精神を重視しつつ、当学園の強みと弱みを冷静に分析する必要があること。
- ② 人材育成・開発による組織の活性化、収支・財務状況の改善による安定した経営環境の構築などを目的として人事制度改革に着手されているものの、当初予定されていた導入スケジュールに遅れが見られることから、利害関係者の理解を十分に得られるよう、より入念な取組が望まれること。
- ③ キャンパス施設・設備の整備につき、適切な優先順位をもって早急に対応する必要があること。

を、監事の意見としてここに付記する。

以上